

国自技環第134号の2
令和4年1月7日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長

**令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について**

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年1月7日付け国自技環第131号、国自旅第380号、国自貨第89号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年1月7日付け国自技環第132号、国自旅第381号、国自貨第88号。によるものほか、交付要綱別表の大蔵が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和4年1月14日から令和4年1月28日まで

(2) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

- ①申請対象車両 原則として、令和3年12月20日から令和4年2月28日の間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局长に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和4年1月31日までに登録されたものにあっては、令和4年2月28日までを申請受付期間とする。